

分野別の教育課程編成上の参照基準について (基本的な考え方)

- ・ 昨年12月に出された、文部科学省・中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」では、大学設置の規制緩和等を通じて、大学の多様化が進む一方で、学士課程あるいは分野の教育における最低限の共通性が必ずしも重視されず、学位に付記する専攻分野の名称も徒に多様化しているという問題が指摘されている。
- ・ このため同答申においては、各専攻分野を通じて培う「学士力」が示されるべきであるという立場から、そのための参考指針を提案している。

人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂し、日本の科学者コミュニティを代表する立場にある学術会議としては、こうした考え方に賛同するとともに、学士課程教育における分野別の質保証が適切に行われるよう、相応の役割を果たさんとするものであり、具体的には、分野別の教育課程編成上の参照基準となるものを策定することとした。
- ・ 教育課程の編成に関連して、同答申は、以下のように様々な課題を指摘している。
 - ・ 学部・学科等の縦割りの教学経営が、学生本意の教育活動の展開を妨げていること
 - ・ 専門教育については大学院の役割が大きくなっており、学士課程教育では、専門分野を学ぶための基礎教育や、学問分野の別を超えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されていること
 - ・ 大学設置基準の大綱化以降、個々の教員には、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないこと
 - ・ 教育課程について、個々の教員の意向が優先され、学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていないこと
 - ・ 単位制度の実質化（学習の実質化）の観点から、授業科目が細分化されている状況等を見直すべきこと

総じて、従来の学士課程教育は、今後、その在り方を大きく改善変化していくべきとの立場であると解される。
- ・ また、同答申では、各大学の教育の理念や建学の精神の重要性を指摘し、教育課程の編成に関して、学問の知識の体系性だけでなく、大学の教育研究上の目的に即して、いかに学生が、学習成果を獲得できるかという観点に立つことが大切であるとしている。
- ・ こうしたことを考慮すれば、分野別の教育課程編成上の参照基準は、4年間の学士課程教育の「全体」、あるいはその中での専門分野に関わる教育の「全体」について、その在り方を具体的に規定するものとして策定されるべきではなく、また、そうした教育「全体」についての理想例、あるいは標準例としても策定されるべきではないであろう。

- ・ 参照基準の目的は、個別の専門分野に関わる学士課程教育において、その不可欠の核となるべき（→容易に陳腐化しない）、最も「本質的な意義」のみを同定し共有するというに求めるべきであり、それに具体的な教育課程の編成上どのように肉付けを行うかは、基本的に各大学の創意工夫に委ねることが適切であると考え。

※ 「本質的な意義」

当該分野に関わるすべての教育課程が共有すべき「基本」であり、「核心」であり、「出発点」であるようなもの。あるいは、教育課程編成に関する「メタレベル」での基本理念と言い得るもの。

〇〇学に固有な「世界の認識の仕方」、及び、〇〇学を学ぶことを通して（あるいは〇〇学の世界認識の仕方を学ぶ者として）身に付けるべき「世界への関与の仕方」についての哲学とも言うべきもの。

- ※ 複合的な性格を有する分野や、典型的な学びのパターンが「拡散型」となっているような分野であっても、分野において共有される「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」は存在するはずであり、教育課程編成に関する「メタレベル」での基本理念を明らかにすることは可能であると考え。

- ※ 何が「本質的な意義」であるのかに関して、同一の分野内でも様々な考え方が存在するものと考えが、今回、「参照基準」を策定するに当たっては、可能な限り、分野全体で共有し得る一つの考え方に到達する努力が重要であると考え。各分野での検討に対しては、細かなレベルでの見解の相違を克服して、高次のレベルにおける「本質的な意義」の同定に至ることを要望する。

- ・ 参照基準の在り方をこのように考えることは、参照基準自体を、中教審の答申も指摘しているような、従来の学士課程教育をめぐる諸問題から可能な限り中立なものにするということであり、同時に、各大学が、向かうべき道を大きく逸れることなく、しかしそれぞれの自主性・自律性が最大限に尊重される中で、4年間の学士課程を一貫した教育課程として改善して行けるよう、支援することであると考え。

- ・ 具体的な参照基準の記載の仕方としては、各専門分野の哲学・教育上の理念を十分な記述で言語化した上で、そのことが現実の個々人において実現され得る姿を、「学士課程で」当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき、基本的な「何か」として同定するものとする。

その際、「何か」は、単なる「知識」や「理解」ではなく、可能な限り「力」として（職業生活において、市民生活において、人生全般等々において「発揮され得る」力として）表現されることが重要である。また、倫理的・価値的な面についても、各分野での審議において、十分な検討が行われることが望まれる。

- ・ 「何か」の同定は、簡潔かつ具体的な記述で複数項目提示されることを想定するが、十分に「基本的」であること、即ち、可能な限り絞り込んだものとすべきである。「何か」は、すべての学生が共通して身に付けることが望まれる「基本」に限定されるべきであり、さらにそれをどのように豊かなものにしようとするのかについて、各大学の自主性・自律性が最大限に尊重され得るものであることが必要である。
- ・ 「何か」を身に付けるために、基本的に重要であると考えられる学習内容や学習領域を、具体的に「例示」することは有益であり、奨励される。

ただしその内容は、「何か」がそうであると同様に、十分に「基本的」であること、即ち、可能な限り絞り込んだものとすべきである。例示は、すべての教育課程において共有することが望まれる「基本」に限定されるべきであり、そのことをさらにどこまで深めるのか、どこまで先に進むのか、どこまで横に広げるのか等について、各大学の自主性・自律性が最大限に尊重され得るものであることが必要である。

同時に「例示」は、できるだけ、それを参照する者が、その適切な理解の下に、それぞれの大学の理念・状況等に応じて独自の教育プログラムを編成することに資するような形で記述されることが重要であり、単に特定の授業科目の名称のみを列記するようなことは適切ではない。
- ・ なお、参照基準を通して、何らかの形で「最低レベル」を定めるようなことは、多くの大学にとって、特段の積極的な意義を持つものにはならないと考える。他方で、そうではない、「ある望まれるレベル」を定めることも、日本の学士課程教育が、その殆どが、専門教育と一般・教養教育からなる複合した形態であること、なおかつ、前述のように、従来の学士課程教育は、その積極的な改善変化が求められており、現在はそのための過渡的な時点として位置付けられることを考慮すれば困難である。
- ・ ただし、学位に付記する専攻分野の名称の在り方については、当該専門分野に関する取得単位数という量的な面から整理を行う必要もあり、この問題については、今後、中央教育審議会とも連携しつつ、検討を行う予定である。